

別表第一号（第2条第1項関係）

修理業者登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注1）郵便番号

住 所

ふりがな
氏名又は名称

印

電話番号

電波法第38条の39第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 修理を行う事務所の名称及び所在地（注2）

2 修理の対象設備等（注3）

無線設備の区分	取り扱う設備数
コードレス電話	
携帯無線通信	
P H S	
その他	
合 計	

3 修理する特別特定無線設備の範囲、修理の方法の概要及び修理の確認の方法の概要

無線設備の 区分（注4）	修理する特別特定無線設備の範囲				修理の方法の概要（注8）									修理の確認の方法の概要				
	技術基準適合証明番号等	特別特定無線設備の種類（注5）	氏名又は名称（注6）	型式又は名称（注7）	修理の箇所									工事設計に合致する修理	修理後の特性試験の実施方法（注9）			
					表示装置	フレーム	マイク	スピーカ	カメラ	操作ボタン	コネクタ	バイブレーター	電池		その他	申請者が実施	一部を委託して実施	全部を委託して実施
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 注1 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 修理を行う事務所が複数ある場合はそれらを全て記載すること。また、事務所の数が多い場合は適宜別紙に記載することができる。
 - 3 特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「PHS」又は「その他」の欄に取り扱う設備数を記載すること（技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てに記載すること）。
 - 4 特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「PHS」又は「その他」と記載すること（技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てについて記載すること）。
 - 5 「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の種別」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の種別」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別」を記載すること。
 - 6 「技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称」、「工事設計認証を受けた者の氏名又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った者の氏名又は名称」を記載すること。
 - 7 「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の型式又は名称」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の型式又は名称」を記載すること。
 - 8 該当する修理の箇所に✓印を付けること。ただし、第3条第1項の修理が可能な場合は「工事設計に合致する修理を実施」にのみ✓印を付けること。
 - 9 修理した特別特定無線設備に対する特性試験の実施方法について、該当する箇所に✓印を付けること。
 - 10 用紙は、日本産業規格A列4番とする。
 - 11 修理する特別特定無線設備の範囲が2を超える場合は、適宜、行を追加し記載すること。